

中津市立八千代保育園（重要事項説明書）

〈2024年 4月1日 現在〉

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 慈光会
代表者氏名	理事長 井上 智隆
法人の所在地	中津市大字湯屋382番地1
法人の電話番号	0979-53-9450
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 ① 保育所の経営 ② 一時預り事業の経営 ③ 幼保連携型認定こども園の経営 ④ 放課後児童健全育成事業の経営

2 保育所の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	中津市立八千代保育園
所在地	中津市本耶馬溪町樋田82番地1
連絡先	電話番号 0979-52-2125 FAX 0979-52-2230
管理者	園長 井上 明香
利用定員	0歳児 … 4名 1・2歳児 … 16名 3・4・5歳児… 30名 計50名
職員数	15名
嘱託医	守谷医院： 大西 節夫
嘱託歯科医	伊東歯科医院： 伊東 右人
特別保育の実施状況	延長保育（30分間）、一時預かり
開設年月日	平成10年7月1日

3 目的・運営方針

中津市立八千代保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最前の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すること最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3621.20㎡
	屋外遊技場(園庭)	1532.62㎡
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ面積	437.62㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	7.06㎡
ほふく室		20.33㎡
保育室	4室	208.45㎡ 2歳児クラス、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスについて各1室
遊戯室(ホール)	1室	67.68㎡
調理室	1室	25.20㎡
調乳室	1室	1.28㎡
乳幼児用トイレ	2か所	25.00㎡(大5個、小5個)
事務室		32.12㎡
その他		75.59㎡

5 職員体制(令和6年4月1日現在)

職名	人数
園長	1人
主任保育士	1人
副主任保育士	1人
保育士	10人
調理員	2人
その他(調理補助員)	1人

6 保育・教育を提供する日

基本開園日	月曜日から土曜日まで
基本休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

7 保育・教育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育時間（11時間）	7時00分から18時00分まで（11時間）
延長保育時間（料金別途）	18時00分から18時30分まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで（8時間）
延長保育時間（料金別途）	朝：7時00分から8時30分まで 夕：16時30分から18時30分まで

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	18時30分
標準時間	基本保育（7:00～18:00の11時間）												延長
短時間	延長	基本保育（8:30～16:30の8時間）										延長	延長
一時預り保育		一時預り保育（8:30～16:30の8時間）											

【延長保育料】

◎保育短時間・・・7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時30分まで
1回100円 18時以降は、標準時間の延長と同じになります。

◎保育標準時間・・・18時00分から18時30分まで（1時間）
1回100円

*翌月初めに精算請求します。子ども子育てクーポン券も利用できます。

【一時預り保育について】

◎一時預り・・・8時30分から16時30分まで

利用料	8時30分から12時30分	1回	800円
	12時30分から16時30分	1回	800円
昼食代	1回	200円	*おやつのみは50円

*翌月初めに精算請求します。子ども子育てクーポン券も利用できます。

【その他】

- ・お盆期間中（8月13日から15日）は開園しておりますが、手作り弁当となります。
- ・卒園式は、卒園児と在園児代表で4歳児のみの出席となりますので、家庭保育をお願いします。

・職員の資質向上のための園内外研修が、主に土曜日の午後行いますので、その際はご協力をお願いします。

【利用料等】

利用者負担	利用するこどもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
2.3号認定	給食費（副食のみ）月1回手作り弁当日が有り	
	4,500円/月	
	短時間	延長（7:00～8:30）
		100円/月
延長（16:30～18:00）	100円/月	
標準時間	延長（18:00～18:30）	100円/月
実費徴収 （全園児対象）	絵本代（1歳児から5歳児で価格が違います）	
	380円～440円	
	夏の園服（3歳以上児）	
	2,800円	
	冬の園服（3歳以上児）	
	3,190円	
	遊び着（全園児）	
	1,540円	
	メトロ帽子（3歳以上児）	
	1,210円	
	体操服 半袖（全園児）	
1,430円		
体操服 半ズボン（全園児）		
1,210円		
カラーたれ付き帽子（全園児）		
1,020円		
カラー帽子（全園児）		
580円		
紅白帽子（全園児）		
550円		
通園バック（希望者）		
450円		

* その他、遠足、社会見学（5歳児）お泊り保育（5歳児）鍵盤ハーモニカ口笛ホース（5歳児）マーチングスニーカー（4.5歳児）等で必要な費用は、事前にお知らせします。

* 実費徴収分については、納品価格により価格が変動します。

* 制服注文はお品代によって送料がかかる場合がありますので、年度の終わりと夏季前に一斉に注文をお受けいたします。単体で注文をされる場合は、なるべくまとめての注文をお願いします。

* 保護者会の会費が別途必要となります。

【支払方法】

現金払いのみとします。ただし、延長保育、一時預かり保育については子ども子育てクーポン券が利用可能です。その場合おつりは出ませんので、500円未満は現金でお願いします。毎月末（土日の場合は翌月曜日、祝日の場合は翌日）まで納金してください。

■利用の開始及び終了に関する事項及び利用する際の留意事項■

利用者の内定	市が行う利用調整による
退園理由	① 2号3号認定のこどもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
	② 保護者から退園の申出があったとき
	③ 利用継続が不可能であると市が認めたとき
	④ 利用者負担額の支払いが2か月以上遅延し、督促または催告にも関わらず、


<p>これが支払われない場合</p> <p>⑤ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</p>
--

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

保育理念・保育目標・保育方針 等入園のしおりを参照して下さい。

(1) 保育及び延長保育の提供・デイリープログラム（毎日の保育の流れ）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:30 9:30	保育短時間保育開始 おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間保育開始 ・遊び（室内外） 課題保育	
11:00 11:30	食事	食事	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>保育短時間の 延長保育</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>保育標準時間の 延長保育</p>  </div> </div>
12:00	お昼寝 (年齢によって前後します)		
12:30		お昼寝 (年齢によって前後します)	
14:30 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ	
15:30	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了	
18:30	閉園	閉園	

☆お散歩のコース☆

屋外遊戯場以外に、近隣にある神社や近隣河川敷などにお散歩に行きます。

8 給食について

当園の給食の方針	<p>保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。食の体験を広げるよう、食材そのものの味を生かした給食を提供しています。</p> <p>また、野菜を育てたり、料理をしたりと食育にも取り組んでいます。</p>
屋食・おやつ	<p>3歳未満児は10時のおやつ・屋食・3時のおやつを、3歳以上児は屋食（副食のみ）・3時のおやつを提供します。</p>

	3歳以上児は主食（白ごはん）を家庭から持参していただいています。献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギー食物の除去・解除につきましては、医師の診断書（主治医意見書）の指示に基づいて実施します。

【入園前の心構え】

- ・規則正しい生活をさせましょう
朝7時までに起き、夜8時～9時までに眠る習慣が第一です。食事やおやつは時間を決めて下さい。
- ・不安な気持ちにさせないように
「ちゃんと返事をしてね」「おりこうにするのよ」など、あまりうるさくいわないようにしましょう。入園すれば自然とできるようになります。保育園は楽しい所だといって安心させましょう。
- ・自分で食べようとする気持ちを育てて下さい
スプーンを上手に使えるようになってからお箸へと移行します。無理にお箸を使わせないようにしましょう。
- ・自分で着ようとする気持ちを育てて下さい
1～2歳児はパンツや上着の着脱、3歳児からはブラウスやスカートの着脱など、少しずつ自分でさせるようにしましょう。
- ・持ち物に名前を書きましょう
持ち物（下着、靴、洋服、傘、帽子、ハンカチ等）全ての物に記名してください。毎年、持ち主不明の物がでます。

【入園児の約束事】

☆登園について

- ・送迎は保護者の責任とします。
- ・9時から保育です。登園後、9時までに身の回りの支度ができるように登園してください。
*余裕があるとこどもの心も落ち着きます。
- ・遅刻、欠席の人は9時までにご連絡ください。（欠席理由を伝えて下さい）
- ・顔を洗い、髪をとかし、朝食を摂り、用便を済ませてから気持ちよく登園させましょう。
- ・登園の時、担任や当番の職員に預けてからは、こどもが泣いていても園にお任せください。
- ・登園の際、お菓子や玩具、お金を持たせることはやめて下さい。

☆登園について、保護者の方には次の事にご協力お願いします

- ①安全のため、登降園の際には必ず門扉を閉めて下さい。
- ②行事のある日には、あらかじめ登園時間を指定する場合があります。
- ③登園時にこどもの健康状態を観察します。前夜に異常があった場合は、必ず職員にお知らせ下さい。

☆降園について

- ・通常保育の方の場合は、午後6時までにお迎えをお願いします。
- ・必ず担任、または当番職員に挨拶をしてお帰り下さい。
- ・送迎は決まった方をお願いします。別の方がお迎えの場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡なしでのお迎えに来られた場合、お子さんをお渡しできません。小学生の送迎は禁止です。
- ・送迎時には車が混雑しますので、車でお越しの方は帰りに園庭で遊ばずに、速やかに降園してください。

年間行事予定（2022年度）

月	行事内容
4月	入園式、お花見、ジャム作り
5月	小学校運動会参加、芋・野菜の苗植え、母の日クッキー作り 総合避難訓練
6月	親子ふれあいバス遠足、歯科検診、父の日パン作り 保護者面談、高山辰夫ジュニア展出展、梅干し作り
7月	七夕祭り、プール開き、夕涼み会、園庭除草作業
8月	お泊り保育、プール納め、本中2年生職場体験・大掃除
9月	敬老プレゼント配布、内科検診、おはぎ作り
10月	運動会、小学校就学前診断、芋掘り、総合避難訓練、社会見学
11月	歯科検診、焼き芋大会、本中3年生保育実習、スイートポテト作り ネモフィラの種まき
12月	お遊戯会、歯科検診、じゃがいも掘り、大掃除
1月	七草摘み、七草粥、凧揚げ大会、マラソン、ラグビー体験
2月	豆まき、餅つき大会、記念撮影、餃子作り、県ジュニア美術展出展 小学校との交流、サッカー巡回指導
3月	ひな祭り、お別れ遠足、お別れ会、内科検診、ネモフィラの除草作業 桜餅作り、卒園式、入園説明会
◎毎月の行事	発育測定、避難訓練、誕生会、音体教室、読み聞かせ会、 手作り弁当日、絵画教室、積木教室、リトミック教室、 モンキークラブ活動 食育活動など

10 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

洞門駐在所	52-2006
-------	---------

中津消防署耶馬溪分署	54-2100
中津市子育て支援課	22-1129
本耶馬溪支所	52-2211
北部保健所	22-2210
守谷医院	52-2201
にしきこども園	53-9450

1.1 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士, 村崎 豊美
	・ご利用時間 8:30～ 18:00
	・電話番号 0979-52-2125
	F A X 0979-52-2230
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.2 非常災害時の対策

- ・非常時には「八千代保育園防災計画」等により対応します。
- ・火災が発生した場合は、発生場所より園庭又は園外に避難します。
- ・地震が発生した場合は、地震が収まるまで園内で待機し、必要に応じて園庭又は園外に避難します。
- ・災害時の避難を想定して、月1回避難訓練（火災・地震・不審者対応）を行っています。
- ・緊急連絡先として、優先順位をつけて3件の連絡先の登録をお願いします。
- ・防災設備 自動火災報知器/ガス漏れ報知器/誘導灯/非常警報装置/防災備蓄（非常食など）
警備会社（日本連合警備）との連携/その他（カーテン等の防災処理）

< 保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。 >

広域避難場所	本耶馬溪公民館
一時避難場所	本耶馬溪公民館
避難所	本耶馬溪公民館

1.3 利用者に対しての保険の種類・保険事故

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付 通園途中、園内、園外保育での事故について補償されます。振興センターの規定により、保護者負担があります。保護者会費から負担します。

保険の種類	日本保育協会保育園総合保険（日本興亜損害保険）
保険の内容	傷害保険、賠償責任保険、通園途中、園内、園外保育での事故について補償されます。

14 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人慈光会は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」及び、その他の関連法令を遵守します。個人情報・・・名前、住所、生年月日、電話番号、写真、ビデオ等個人を特定することが可能な情報、又はそれを含むもの。

■利用目的

* 園内に関わる利用目的

- ・入園申請や入退所等に関する手続き
- ・指導案、成長記録、教育要項など保育に必要な情報を記録するため
- ・お便り、園だよりなどの園児に関する情報を保護者と共有するため
- ・お知らせなど必要な連絡事項を保護者へ伝えるため
- ・投薬など園児の安全衛生を守るため
- ・職員会議、園内研修、園内マニュアルなど園の質の改善維持のため
- ・その他、園を円滑に運営するため

* 園外に関わる利用目的

- ・関係機関（市、児童相談所、医療機関、保健機関、提携業者）との必要な情報交換のため
- ・パンフレットなど園についての情報を社会に公表するため
- ・メディアの取材、寄稿依頼、各種関係機関からの写真提供依頼のため
- ・保育実習など保育士等の養成のため
- ・園外実習、保育研究など園の質の改善、維持のため

* その他

- ・統計調査などの国及び行政の業務に協力するため

■個人情報取扱委託

業務の一部を企業へ委託する場合は、守秘義務契約等によって業務委託先に個人情報を義務付けるとともに、その扱いを管理監督します。

■情報の管理

個人情報管理責任者・・・全体管理責任者 園長 井上明香

守秘義務の徹底・・・・・・・・全ての職員は児童福祉法第18条に基づき、守秘義務を徹底します。

■第三者への情報提供

- ・本人、又は保護者の同意がある場合
- ・法令に基づく場合
- ・生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

・公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合

■問い合わせ窓口

個人情報問い合わせ窓口 担当：村崎豊美

※保護者の皆さんも個人情報等の取り扱いには十分ご注意ください。特に個人でのSNS発信される方はよろしくお願い致します。